

雨水貯留浸透施設設置工事補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の屋根に降った雨水の流出を抑制する雨水貯留浸透施設の普及を促進し、佐倉市の水害の軽減を図り、災害に強いまちづくりに資するため、雨水貯留浸透施設設置工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設　雨水を貯留するための貯留量が100リットル以上の貯留槽等の施設で、市長が別に定める設置基準に適合するものをいう。
- (2) 雨水浸透施設　雨水を地中に浸透させるための構造をもった内径（丸形及び角形）25センチメートル以上の浸透ますで、市長が別に定める設置基準に適合するものをいう。
- (3) 雨水貯留浸透施設　雨水貯留施設及び雨水浸透施設をいう。
- (4) 雨水貯留浸透施設設置工事　雨水貯留施設又は雨水浸透施設の新設工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、佐倉市内の住宅に現に居住し、若しくは居住を予定している住宅の所有者又は所有者の同意を得た居住者で、雨水貯留浸透施設設置工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) その他市長が補助対象として不適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、雨水貯留浸透施設設置工事に係る費用とする。ただし、次に掲げる工事に係るもの除去。

- (1) 当該雨水貯留施設又は雨水浸透施設の設置を含む建築工事等が佐倉市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成23年佐倉市条例第10号）の適用を受けるとき。
- (2) 雨水貯留施設に転用する単独処理浄化槽が佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱における合併処理浄化槽への設置換えに係る補助金を受

けたものであるとき。

2 補助の対象となる雨水貯留浸透施設の一敷地における設置数の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 一敷地に 1 基
 - (2) 雨水浸透施設 一敷地に 4 基
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、その一敷地内の上限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 雨水貯留施設を設置する場合 5万円。ただし、浄化槽を転用する場合は、10万円とする。
 - (2) 雨水浸透施設を設置する場合 10万円
 - (3) 雨水貯留施設及び雨水浸透施設の両方を設置する場合 10万円
- 2 補助金の交付は、一敷地につき 1 回を限度とする。ただし、第 14 条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項に定める一敷地における上限を超えない場合は、第 1 項に規定する補助金の額の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第 3 条第 1 項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）とする。

- 2 補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 位置図、設置施設配置図及び設置施設構造図
 - (2) 同意書（土地及び建物の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
 - (3) 資金計画書
 - (4) 工事の見積書
 - (5) 設置予定箇所周辺の現況写真（着工前の写真）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設設置工事の着工前であって、かつ、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに補助金の交付の申請をしなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第 5 条第 1 項に定める補助金等の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて設置した雨水貯留施設又は雨水浸透施設は、適正な管理のもとにその機能を維持すること。
- (2) 雨水貯留浸透施設設置基準を遵守して設置工事を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(変更の申請)

第9条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第3号）とする。

(変更の決定)

第10条 規則第8条第2項又は第9条第1項の規定に定めるところにより、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更した場合は、補助事業変更決定通知書（別紙様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第11条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助金実績報告書（別記様式第5号）とする。

2 補助金実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 施工状況写真及び完了写真

(2) 資金精算書

(3) 施工会社の領収書の写し（自己による設置の場合は、雨水貯留施設又は雨水浸透施設購入の領収書の写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者等は、補助事業等が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに補助金実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書（別記様式第7号）とする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第20条の市長が定める期間は、雨水貯留浸透施設設置工事が

完了した日から 10 年とする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金要綱の廃止)

2 雨水貯留浸透施設設置工事補助金交付要綱（平成 15 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧雨水貯留浸透施設設置工事補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日決裁 20 佐下第 823 号、

平成 21 年 3 月 31 日決裁 20 佐財第 616 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日決裁 23 佐下第 708 号、

平成 24 年 3 月 26 日決裁 23 佐財第 681 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 12 日決裁 26 佐土第 925 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日決裁 29 佐治第 249 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日決裁 佐財第 577 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第5条関係）

1 雨水貯留施設

区分	補助の対象となる 貯留施設の貯留量	1基当たり補助金額
自己による設置の場合	100リットル以上	100円／リットル×貯 留量又は購入費の1/2の いずれか低い額
上記以外の場合	100リットル以上	100円／リットル×貯 留量又は設置費の1/2の いずれか低い額

2 雨水浸透施設

区分	補助の対象となる 浸透ますの寸法	1基当たり補助金額
自己による設置の場合	内径25センチメートル 以上	2,000円又は購入費 のいずれか低い額
上記以外の場合	内径25センチメートル 以上	700円／センチメートル ×内径(センチメートル)又 は設置費のいずれか低い額